

議 第 1 号

スクールカウンセラー及びスクール
ソーシャルワーカーの配置に関する
一層の支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
教育再生担当大臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年10月に文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、平成29年度におけるいじめの認知件数や不登校児童生徒数が過去最多を記録し、自殺等の重大事態も多数発生しており、学校で児童生徒が抱える様々な問題は深刻な状況にある。

こうした問題は、児童生徒の心理や家庭環境等が大きく影響しており、心の専門家として児童生徒や保護者との面談等を行うスクールカウンセラー（以下「SC」という。）や、家庭や地域の問題を踏まえ関係機関との調整等を行うスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が学校で果たす役割は重要性を増している。

国においては、SC及びSSWが教職員と一体となり教育相談を行う体制の構築を目指し、SCによる週5日相談を実施するための配置拡充や、研修を通じた質向上の取組等を行っているところであるが、いじめの認知件数等がなおも増加する中、全ての児童生徒の多様な課題にきめ細やかな対応をするためには、これまで以上に専門スタッフを充実する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、いじめ等の事案発生後の対応はもとより、未然防止、早期発見等の取組を推進し、児童生徒が不安なく学習できる環境を提供するため、SC及びSSWの増員に必要な財源確保等、配置に関する一層の支援を行うよう強く要請する。